

広情個審第12号  
平成27年3月11日

広島市長 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 大久保 隆志

公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に係る異議申立てに対する  
決定について（答申）

下記の諮問事案については、別添のとおり答申します。

記

- 1 平成26年2月20日付け広施施第47号の諮問事案（諮問第71号事案）
- 2 平成26年4月11日付け広施施第2号の諮問事案（諮問第76号事案）
- 3 平成26年5月13日付け広施施第11号の諮問事案（諮問第80号事案）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

- ① 平成26年2月20日付け広施第47号の諮問事案（諮問第71号事案）  
平成25年12月1日付けの開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が平成26年1月14日付け広施第38号で行った公文書部分開示決定に対する同年2月5日付けの異議申立て
- ② 平成26年4月11日付け広施第2号の諮問事案（諮問第76号事案）  
平成26年2月4日付けの開示請求に対し、実施機関が同年3月20日付け広施第53号で行った公文書不開示決定に対する同月27日付けの異議申立て
- ③ 平成26年5月13日付け広施第11号の諮問事案（諮問第80号事案）  
平成26年2月4日付けの開示請求に対し、実施機関が同年3月20日付け広施第54号で行った公文書部分開示決定に対する同年4月13日付けの異議申立て

## 第1 審査会の結論

### 1 諮問第71号事案

「玖谷埋立地の埋立期間の延伸（以下「本件事業」という。）に係る〇〇〇町内会及び同町内会役員との協議録」の公文書開示請求（以下「本件開示請求①」という。）に対し、実施機関が「本件事業に係る〇〇〇町内会に対する説明会等の協議録 10件」（以下「本件対象公文書①」という。）を部分開示とした決定を取り消し、特定個人の発言及び氏名等の個人情報に該当する部分並びに特定法人の名称、当該法人に対する苦情及びその対応等に関する部分を除き、開示することが妥当です。

### 2 諮問第76号事案

「本件事業に係る〇〇〇〇会及び同町内会役員との協議録」の公文書開示請求（以下「本件開示請求②」という。）に対し、実施機関が「本件事業に係る〇〇〇〇会の会長（以下「〇〇〇〇会長」という。）等との協議録 25件」（以下「本件対象公文書②ーア」という。）を不開示とした決定は、妥当です。

### 3 諮問第80号事案

本件開示請求②に対し、実施機関が「本件事業に係る〇〇〇〇会に対する説明会等の協議録 11件」（以下「本件対象公文書②ーイ」という。）を部分開示とした決定を取り消し、特定個人の発言や氏名等の個人情報に該当する部分を除き、開示すること

が妥当です。

## 第2 異議申立ての趣旨

### 1 諮問第71号事案

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立ての趣旨は、本件開示請求①に対し、実施機関が部分開示とした決定を取り消し、本件対象公文書①を広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）上不開示とすべき部分以外すべて開示するよう求めているものです。

### 2 諮問第76号事案

申立人の異議申立ての趣旨は、本件開示請求②に対し、実施機関が不開示とした決定を取り消し、本件対象公文書②ーアを条例上不開示とすべき部分以外すべて開示するよう求めているものです。

### 3 諮問第80号事案

申立人の異議申立ての趣旨は、本件開示請求②に対し、実施機関が部分開示とした決定を取り消し、本件対象公文書②ーイを条例上不開示とすべき部分以外すべて開示するよう求めているものです。

## 第3 申立人の主張の要旨

申立人の異議申立書及び口頭意見陳述等での主な主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 会長や役員という肩書を冠して行動する場合、その行動は外形的には町内会の代表又は役員として活動しているとみなされ、法人等としての職務として行う行為に関する情報であり、公にすることが予定されているものである
- 2 協議録を開示することについて、相手方の了解を得たものでないなどは、条例上不開示要件となっていない。
- 3 全部不開示とできるのは、不開示情報を取り除いた情報に有意なものがない場合に限られ、その有意性の判断は請求者の意図によらず、客観的に定められるものである。
- 4 本件事業に係わって、〇〇〇町内会及び〇〇〇〇会（以下「両町内会」という。）との協議の結果、両町内会の同意を得て、本件事業は実施されたのであるから、協議録を開示することで、本件事業の実施に影響を及ぼすものではない。
- 5 広島市職員の発言は、組織として答えており、プライベートな部分は存在しない。また、両町内会の発言内容にプライバシー等の部分が散在しているとしても、すべてが法的保護に値する蓋然性をもって事業の遂行に支障を及ぼすと考えるのは不自然である。

## 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述での主な主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

### 1 諮問第71号事案及び諮問第80号事案

- (1) 本件対象公文書①及び②-Iは、本件事業に係わって広島市からの事業説明や地元対策事業などについて、説明会等における両町内会役員や住民との意見交換等の内容を記載した協議録である。
- (2) 広島市職員及び両町内会の会長を除く説明会等の出席者の氏名、役職名などについては、特定の個人を識別できるものであり、また、出席者の発言内容については、特定の個人を識別することはできない場合でも、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、それぞれ条例第7条第1号に該当するものとして、不開示としたものである。
- (3) 法人に対する苦情等については、法人の信用力に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の社会的地位を害すると認められるため、条例第7条第2号に該当するものとして、不開示としたものである。
- (4) 説明会等では、広島市からの本件事業の説明だけでなく、両町内会からの本件事業に対する地元対策事業や地元法人に対する指導強化の要望など忌憚のない協議が行われており、公にしないことを前提に発言しており、万が一公になれば両町内会から得た信頼を失うことになる。その結果、今後、両町内会とは忌憚のない協議ができなくなり、現在稼働中の玖谷埋立地での不燃ごみ埋め立て事業（以下「埋め立て事業」という。）の適正な遂行に支障を及ぼすこととなる。

また、広島市の回答内容についても、公にすることにより必然的に出席者の発言内容が推測されるものである。

なお、現在においても、埋め立て事業に関する協議を急に行わなければならないこともあり、また、未実施の地元対策事業も残っている状況であるため、両町内会との関係は継続している。

これらのことから、発言内容については、両町内会との協議事項であり、公にすることにより、両町内会との信頼関係が崩れ、本件事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第3号に該当するものとして、不開示としたものである。

### 2 諮問第76号事案

- (1) 本件対象公文書②-Aは、本件事業に関して、〇〇〇〇会長個人若しくは限られた少人数（以下「〇〇〇〇会長等」という。）で行われる非公開で、協議の内容を公表しないことを前提とした協議の議事録である。これらの協議を通じて、〇〇〇〇

会との協議を円滑に進めたものである。

- (2) 協議の内容については、〇〇〇〇会から出ている反対意見や個人の利害を含む要望内容等の情報やその対応方法などに関して、具体的かつ個別的な意見や情報の交換、提供が忌憚なく行われているものである。

したがって、本件対象公文書②-アの内容の一部でも公にすれば、広島市がこれまで築いてきた〇〇〇〇会長等との良好な信頼関係を失うことになり、今後、公表という心理的圧迫のため、発言が自己規制されるなど、今後の協議に著しい支障を及ぼし、現在稼働中の埋め立て事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなる。

このことから、本件対象公文書②-アについては、公にすることにより、本件事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第3号に該当するものとして、不開示としたものである。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

### 1 諮問第71号事案及び諮問第80号事案

- (1) 一般的に「町内会」は任意団体ではありますが、当該地区住民によって組織される最も代表的な団体であるため、実施機関は、両町内会を通じて、住民の意向等を十分に把握しながら適切に本件事業を進めていこうとしたものであることが認められます。

本件対象公文書①及び②-イは、本件事業に係わって広島市からの事業説明や地元対策事業などについて、説明会等における両町内会役員や住民との意見交換等の内容を記載した協議録であることが認められます。

このような協議録は、地元を代表する団体である両町内会に対する正式な協議の場や説明会等での協議概要であると認められますから、個人情報等の不開示情報を除き、基本的に公にすべき情報であると考えられます。

- (2) そこで、不開示にすべき情報を具体的に検討すると、
- ① 広島市職員の氏名及び役職名は、条例第7条第1号ただし書きエの公務員の職務遂行情報であることから、また、両町内会の会長の氏名は、団体代表者情報であることから、それぞれ開示されるものですが、その他の出席者の氏名及び役職名は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものであるため、条例第7条第1号に該当するものとして、不開示とすることが妥当と考えられます。
- ② 次に、特定の法人に対する苦情や、その対応等の記載については、法人の信用力等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の社会的地位を害すると認められるため、条例第7条第2号に該当するものとして、不開示とするこ

とが妥当と考えられます。

- ③ 次に、特定個人の発言部分については、言い回しもそのままの逐語記録であり、発言者の性格や言葉遣い等を詳細に表しています。

そのため、住民の発言部分については、発言者の氏名を隠したとしても、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあります。

また、説明会等では、公にしないことを前提に忌憚のない意見交換等が行われており、大規模災害時等における玖谷埋立地への緊急な不燃ごみ搬入等について、両町内会と現在でも協議を行っていることを踏まえれば、意見交換等の詳細な内容を公にすることになれば、十分な意見交換等ができなくなり、現在稼働中の埋め立て事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるということは、十分に蓋然性があると考えられます。

加えて、広島市佐伯区湯来町和田地内に計画されている恵下埋立地（仮称）整備事業（以下「恵下整備事業」という。）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれも懸念されます。

したがって、住民の発言部分については、条例第7条第1号の個人情報に該当するとともに、同条第3号の広島市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、また、広島市職員の発言部分についても、意見交換等の詳細な内容がうかがい知れるため、同条第3号の広島市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、それぞれ不開示とすることが妥当と考えられます。

- (3) しかしながら、以上の不開示部分を除くと、基本的には公にすべき情報であると認められます。したがって、実施機関が本件対象公文書①及び②-Iを部分開示とした決定を取り消し、上記(2)記載の不開示情報以外の部分は、開示することが妥当と考えられます。

## 2 諮問第76号事案

- (1) 本件対象公文書②-Aは、実施機関と〇〇〇〇会長等との間で、〇〇〇〇会から出ている反対意見や個人の利害を含む要望内容等の情報やその対応方法などに関する具体的かつ個別的な協議等を行った内容を記載したものであることが認められます。
- (2) これらの協議は、正式な協議や説明会ではなく、その前に関係者と適切な情報収集や事前の協議等を行う、いわゆる「下打合せ」であると認められますが、このような「下打合せ」においては、未成熟かつ不正確なものが含まれる情報のやりとり等が行われることが多く、その内容等については、原則として不開示が相当であると考えられます。
- (3) 本件事業は、一般廃棄物の最終処分場の埋立期間の延長であり、当該地区住民の

生活への影響等を鑑みれば、実施機関が、住民の意向や当該地区状況等を十分に把握しながら適切に事業を進めていくために、〇〇〇〇会長等と「下打合せ」を行うことが必要であると判断したことが認められます。

これらの「下打合せ」においては、公にしないことを前提として忌憚のない率直かつ自由な協議や未成熟でかつ不正確なものが含まれる情報のやりとり等が行われています。

したがって、大規模災害時等における玖谷埋立地への緊急な不燃ごみ搬入等について、〇〇〇〇会長等と現在でも協議を行っていることを踏まえれば、このような「下打合せ」の内容だけでなく、いつ、誰と、何の議題で行ったかも含めて、公にすることになれば、〇〇〇〇会長等との良好な信頼関係を失い、今後十分な協議や情報収集等ができなくなり、現在稼働中の埋め立て事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるということは、十分に蓋然性があると考えられます。

加えて、恵下整備事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれも懸念されます。

- (4) これらのことから、実施機関が、埋め立て事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第3号に該当するものとして、本件対象公文書②—アの全部を不開示決定したことは、妥当と考えられます。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 2. 20	広施第47号の諮問を受理（諮問第71号で受理）
26. 4. 11	広施第2号の諮問を受理（諮問第76号で受理）
26. 5. 13	広施第11号の諮問を受理（諮問第80号で受理）
26. 7. 17 (第1回審査会)	第1部会で審議
26. 10. 27 (第2回審査会)	第1部会で審議
26. 12. 2 (第3回審査会)	第1部会で審議
27. 1. 16 (第4回審査会)	第1部会で審議
27. 2. 27 (第5回審査会)	第1部会で審議



参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科長
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説副主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授